

第6次草津市総合計画 ~パブリックコメントの実施・タウンミーティングの開催~

ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

総合計画は、市が将来に向けて、めざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定めた、市政運営の最上位の計画です。この計画は、市がめざすべき将来像を定めた「基本構想」と、基本構想を実現するための「基本計画」によって構成されています。

市では、第6次草津市総合計画の策定に向けて、地域別懇談会や、市民会議、アンケート調査などの取り組みを進めてきました。

この度、「総合計画特別委員会」「総合計画審議会」の審議を経て、「第6次草津市総合計画基本構想(案)」をとりまとめましたので、パブリックコメント(意見公募)を実施します。

また、同時期に、タウンミーティングを開催します。基本構想(案)について、市長から内容を説明し、意見交換を行います。ビデオ会議ツール「Zoom」でも参加できます。

パブリックコメント



市民の皆さんのご意見をお待ちしています

提出：8月3日(月)~9月2日(水)(消印有効)に、直接か郵送、ファクス、Eメールで

基本構想(案)は、担当課や情報公開室、図書館、南草津図書館などや、市ホームページで見ることができます

※意見などは、後日、整理して公表します。個々の意見には直接回答しません

タウンミーティング



会場やZoom 幅広いご参加をお待ちしています

◎ 8月8日(土) 10:00~(1時間程度)

所 市役所2階 特大会議室 定 会場50人(先着順)

他 会場内でマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。なお、Zoomや通信環境のサポートなどは行っていません。

申 8月6日(木)まで(手話通訳や託児希望者は8月3日(月)までに、氏名・連絡先・参加方法・その他留意事項を直接か電話、ファクス、Eメールで。Zoom参加希望者には、参加に必要なIDとパスワードを事前にお知らせします

申・問 企画調整課(7階) ☎561-2320、FAX561-2489、✉kikaku@city.kusatsu.lg.jp

「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します 国制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯に給付金を支給します。要件がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対 ひとり親世帯などの人

※市がひとり親世帯として把握している人には、7月下旬に支給に関するご案内を送付しています。現在、ひとり親世帯の人で、案内が届いていない人は、必ずご連絡ください。

他 8月は窓口が大変混み合いますので、ご了承ください。

申 8月2日(日)(日曜日開庁)~来年2月26日(金)の平日に直接 ※相談により郵送可(必着)



詳しくはこちらから

「児童扶養手当(ひとり親世帯等)・就学援助費受給者への支援給付金」の申請期限 市独自制度

給付金の支給対象者は、児童扶養手当または就学援助費について、8月31日(月)までに申請し、受給者となる人です。認定要件があって、まだ手続きをしていない人は、至急ご相談ください。給付金の受給には、他にも要件があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



詳しくはこちらから

申・問 ひとり親世帯臨時特別給付金・児童扶養手当：子ども家庭課(さわやか保健センター2階)
☎561-2364、FAX561-6780
就学援助費：学校教育課(6階)
☎561-2421、FAX561-2488

●詳細は各担当課までお問い合わせください。

2,000円分 3,000円分 使える

プレミアム付

草津市民限定

応援チケット

がんばる地元の飲食店にエールを

実施期間 2020.8.10(土)~10.31(土) 売切次第終了

※上記期間中、チケットの購入および使用が出来ます。

草津市民のためのオトクな飲食チケットです

チケットは参加飲食店にて販売中

チケットの使い方

- 01 お好きなお店でチケットを買おう
- 02 購入店舗でお食事しよう
- 03 チケットを使ってお支払い
- 04 使ってくれてありがとう

購入店舗のみで利用可 / 1人1冊/日まで購入可

- ★販売金額：2,000円 (1冊3,000円分/500円券×6枚/プレミアム率50%)
- ★販売場所：参加飲食店 ※参加店舗は、市ホームページや各地域まちづくりセンターをご覧ください
- ★販売枚数：1人1冊/日

- 新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします
- 購入後の返金、未使用チケットの払戻しはできません
- 本券使用時に発生した差額に対する釣りは出ません
- 本券の交換または売買、現金と引換はできません(転売禁止)
- 盗難・紛失、破損、滅失、店舗の閉店など、お客様と店舗間のトラブルに対して、草津市はチケットの補償など、責任を負いません



市独自の支援策!

家賃支援給付金(事業者向け)の上乗せ支給

市では独自で、国の「家賃支援給付金」に対して、法人の場合は2カ月分で最大100万円、個人事業者の場合は2カ月分で最大50万円を、「草津市家賃支援給付金」として上乗せ支給します。

申請の流れ

- ① 国の「家賃支援給付金」に申請
- ② 国から「振込のお知らせ」を受領
- ③ 「草津市家賃支援給付金」を申請

※国からの「振込のお知らせ」が「草津市家賃支援給付金」の申請に必要となります。その他、給付対象者など詳しい要件は、決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

問 商工観光労政課(4階) ☎561-2351、FAX561-2486

